

高金利国際機関債ファンド(毎月決算型) 第141期分配金のお知らせ

平素は「高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第141期決算(2020年11月24日)を迎え、当期の分配金(1万口当たり、税引前、以下同様)を、前期の25円から20円に引き下げることと致しましたことをご報告申し上げます。

世界的に低金利環境が続く中、コロナ禍を機に世界各国の金利水準が一段と低下し、ファンドが受け取る利息収益が減少していることなどから、今後の安定した分配をめざしていくために分配金引き下げを決定しました。今後の運用につきましては、従来同様の運用方針に基づき、世界の国際機関債等へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行ってまいります。

引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【分配金(1万口当たり、税引前)の推移】

第114期～第140期	第141期
25円	20円

※分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

【高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)の基準価額及び純資産総額の推移】

(期間 2008年12月10日(設定日)～2020年11月24日)



【基準価額の騰落率】

(2020年11月24日時点)

3カ月前比	3.49%
6カ月前比	4.05%
1年前比	-9.16%
設定来	31.57%

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

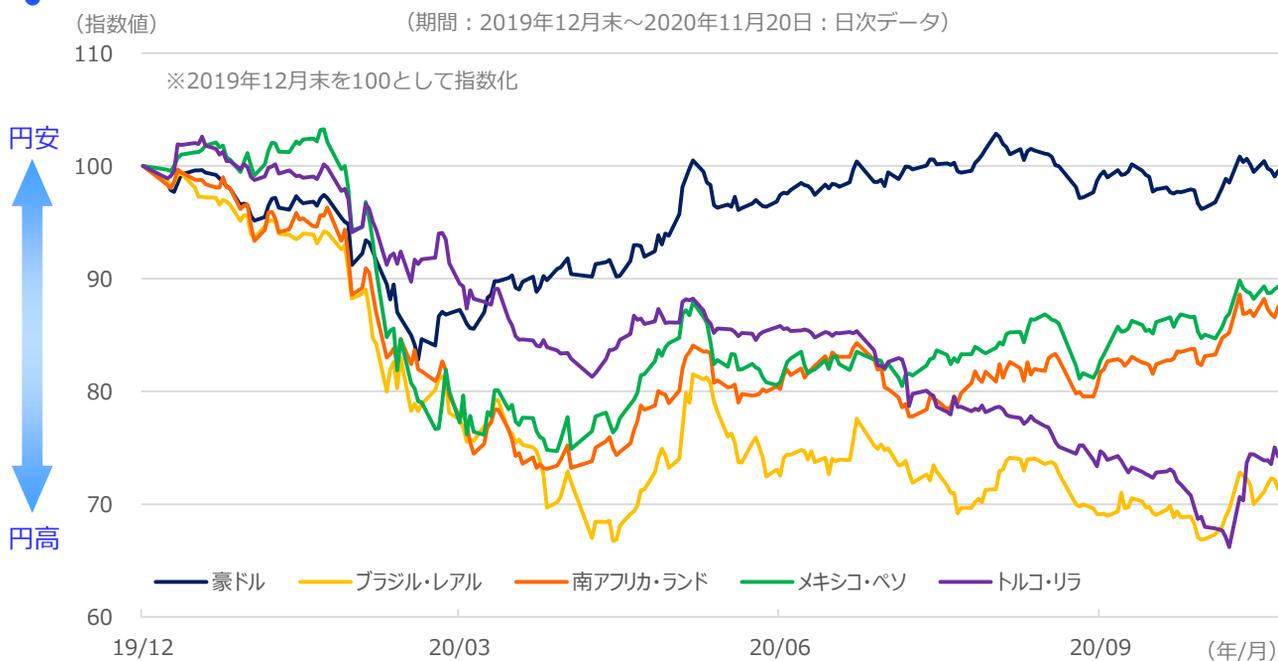
※設定来の基準価額の騰落率は10,000円を基準として算出しています。基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものと算出しています。また、期間別騰落率の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間の決算日までとしています。

投資信託は元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

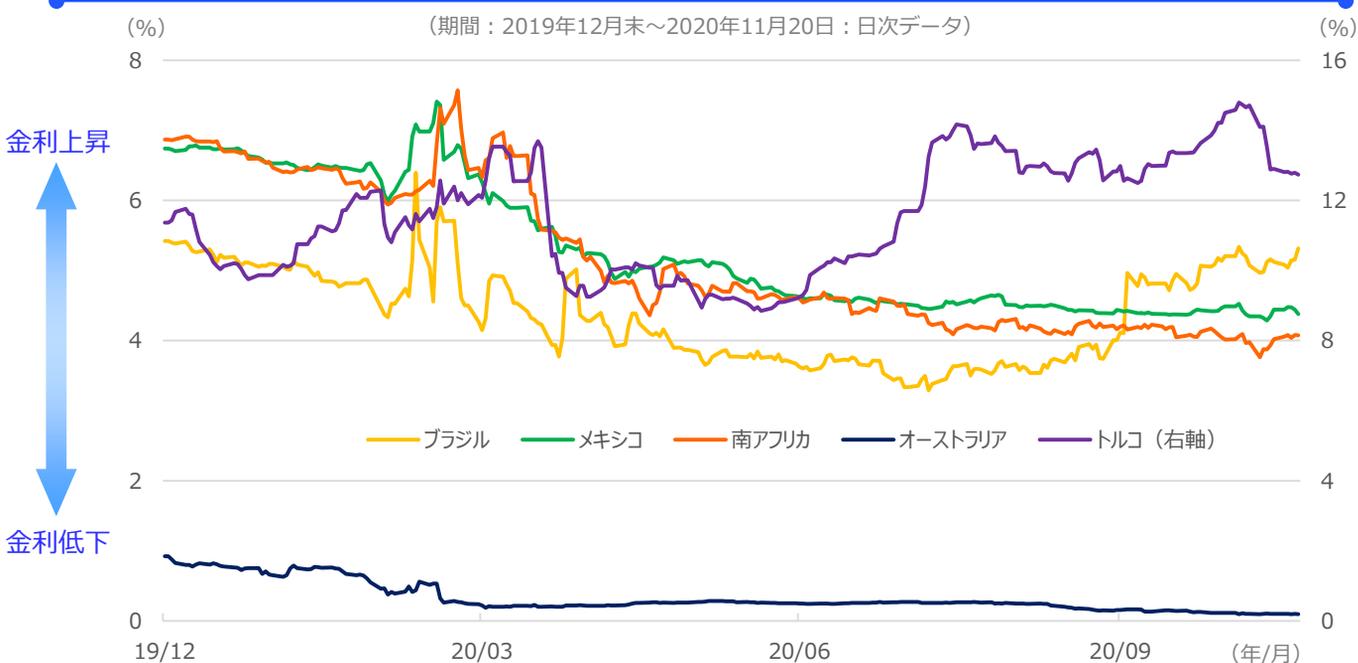
※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

市場動向について

【為替相場（対円）の推移】



【2年国債利回りの推移】



出所：FactSetデータより明治安田アセットマネジメント作成

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

分配金額を引き下げた場合の基準価額について

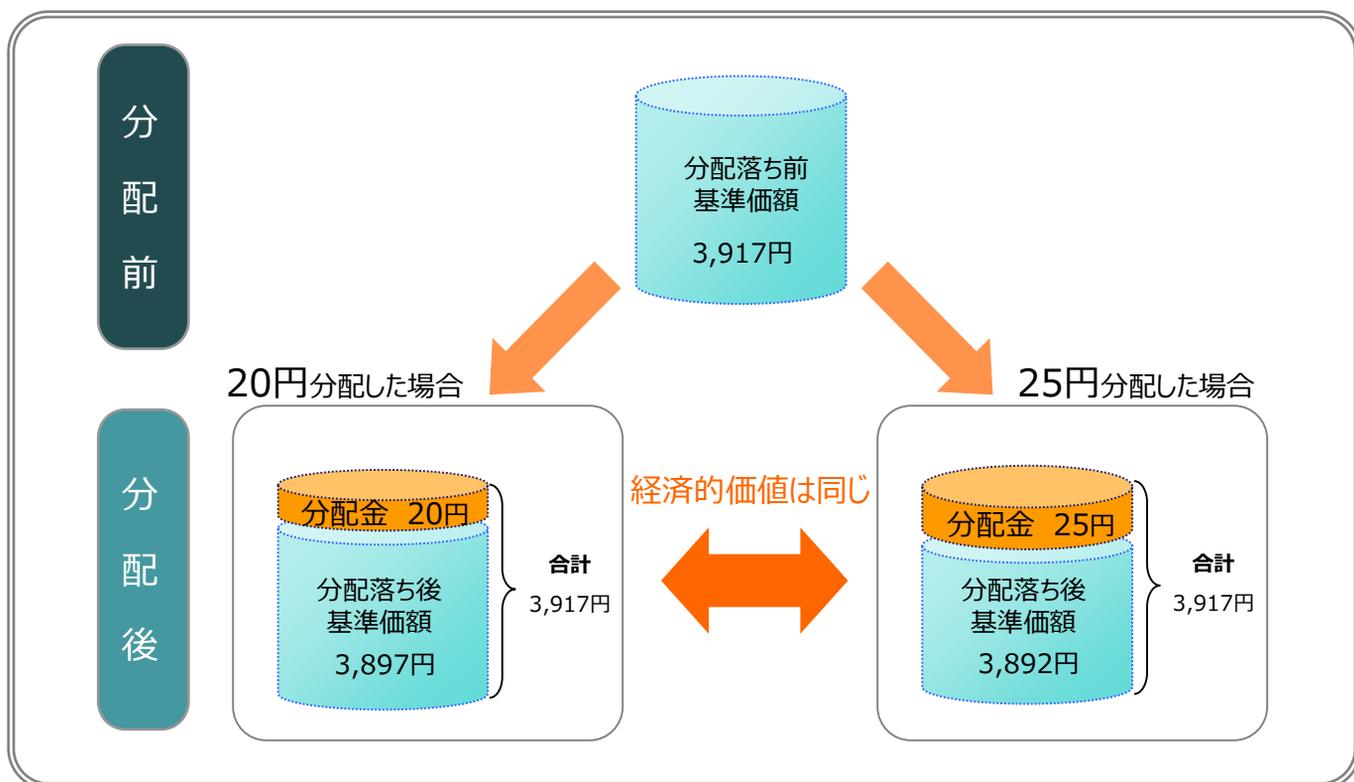
分配金額の引き下げによって生じた差額は、ファンドの純資産として留保され、運用に振り向けられます。

今回、分配金額を前期に対し5円引き下げましたが、この引き下げ相当分はファンド内に留保され、分配落ち後の基準価額は分配金額を引き下げない場合と比べ5円相当分高くなります。

分配金と分配落ち後基準価額合計は、分配金額にかかわらず、分配落ち前基準価額と同じになります。

つまり、分配金額が変動しても、投資家の皆さまにとっての経済的な価値が変わるものではありません。

基準価額と分配金の関係 (イメージ図)



※基準価額の数値は2020年11月24日決算の数値を使用しています。後記の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。

※決算時点での経済的価値について述べたものであり、分配金は、1万口当たり、税引前の金額で表示しています。税金による影響は考慮していません。

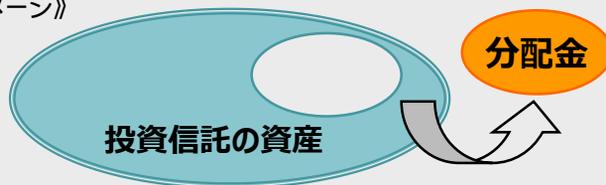
ファンドの投資成果は、総合的な収益「トータルリターン」の観点から判断することが重要です。

ファンドの投資成果は、基準価額の値動きと分配金の双方を考慮し、ファンドの総合的な収益で考える「トータルリターン」の観点から判断することが重要です。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がることになります。(後記の「収益分配金に関する留意事項」もあわせてご覧ください。)従って、分配金額が引き下げになったということだけで、ファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金 が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



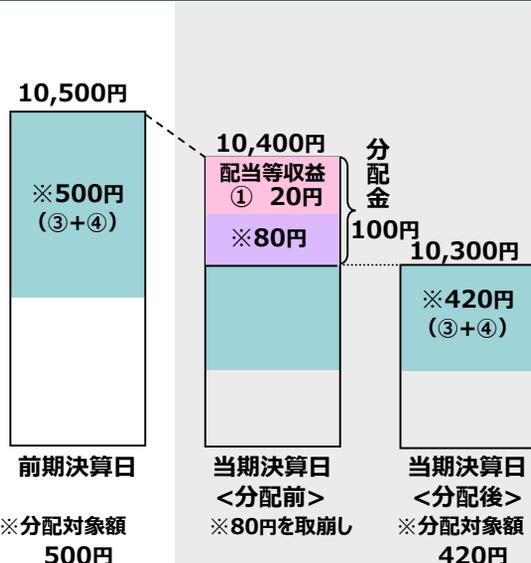
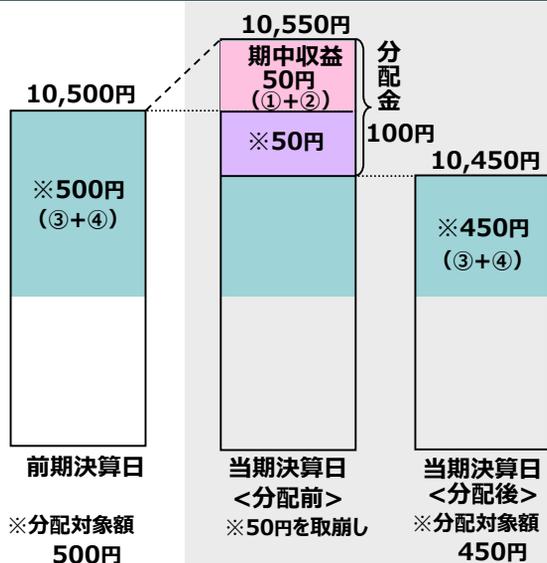
* 上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



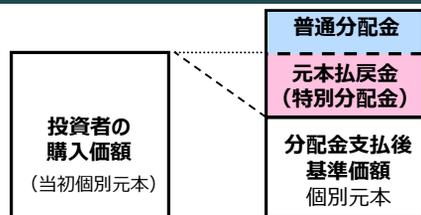
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

* 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

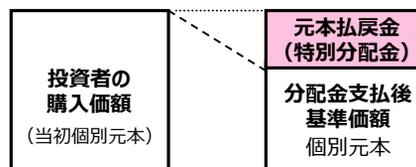
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※ 元本払戻金（特別分配金）は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書（交付目論見書等）」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの投資方針・特色および投資のリスク

■ ファンドの投資方針・特色

- 世界の国際機関債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、相対的に金利が高い通貨建債券への投資を行います。
- 各マザーファンドを通じて投資する国際機関債等は、原則として、取得時においてAAA格相当の格付けを取得しているものに限り、ます。
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドを通じて投資する4通貨（ブラジル・レアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、南アフリカ・ランド）の外貨建資産について、カントリーリスク・市場リスク等が増大する場合には、豪ドル建資産を増やすことや円建の国債等に投資する場合があります。さらに、豪ドル債マザーファンドを通じて投資する豪ドル建ソブリン債等について、前記リスク等が増大する場合には、円建の国債等に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- 毎月24日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
 - ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - ・収益分配にあつては信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 投資リスク

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ 基準価額の変動要因

高金利国際機関債ファンド（毎月決算型）はマザーファンドを通じて、債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなる場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のペーパーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

手続・手数料等

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■お申込メモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、シドニーの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2008年12月10日設定)
繰 上 償 還	受益権の口数が30億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																
購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。															
信託財産留保額	ありません。															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.21% (税抜1.1%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.55% (税抜0.5%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.605% (税抜0.55%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.055% (税抜0.05%)</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.21% (税抜1.1%)</td> <td>運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.55% (税抜0.5%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価	販売会社	0.605% (税抜0.55%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	0.055% (税抜0.05%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	1.21% (税抜1.1%)	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
	配分	料率(年率)	役務の内容													
	委託会社	0.55% (税抜0.5%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価													
	販売会社	0.605% (税抜0.55%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価													
受託会社	0.055% (税抜0.05%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価														
合計	1.21% (税抜1.1%)	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率														
その他の費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。															

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■ファンドの税金

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して……………20.315%

- ・上記は2020年6月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合については上記と異なります。
- ・税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

委託会社その他の関係法人の概要

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 野村信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 次頁の販売会社一覧をご覧ください。

委託会社その他の関係法人の概要

【販売会社】

●お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社愛媛銀行 ※1	登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号	日本証券業協会
	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社静岡中央銀行 ※1	登録金融機関 東海財務局長（登金）第15号	日本証券業協会
	株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第14号	日本証券業協会
	株式会社東京スター銀行 ※1	登録金融機関 関東財務局長（登金）第579号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号	日本証券業協会
	株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第19号	日本証券業協会
証券会社	日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	日本証券業協会
	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信用組合	全国信用協同組合連合会 ※2	登録金融機関 関東財務局長（登金）第300号	

※1 現在、新規の販売を停止しております。

※2 全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関（信用組合）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

当資料に関してご留意いただきたい事項

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

◆ ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>